

平成30年度税制改正大綱

平成29年12月14日
自由民主
公明党

目 次

第一 平成 30 年度税制改正の基本的考え方 -----	1
第二 平成 30 年度税制改正の具体的内容-----	17
一 個人所得課税 -----	17
二 資産課税-----	45
三 法人課税-----	70
四 消費課税-----	92
五 國際課税-----	108
六 納稅環境整備 -----	118
七 関税-----	129
第三 検討事項 -----	130

る環境を作り出すことが、成長と分配の好循環を生み出すためには重要である。この生産性に関する喫緊の課題に対応するため、賃上げ・生産性向上のための税制として、生産性革命集中投資期間中、以下の措置を講ずる。

イ 十分な賃上げや国内設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講ずる（人材投資を増加した企業に対しては、税額控除割合を上乗せする。）。

(注) なお、中小企業については、別途、賃上げの促進に係る措置を講ずる。

ロ 企業内外のデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資（情報連携投資）について、特別償却又は税額控除ができる措置を講ずる。

ハ 所得が増加しているにもかかわらず、賃上げや設備投資をほとんど行っていない大企業について、研究開発税制等、生産性の向上に関連する税額控除の適用を行わないこととする。

② 「生産性革命」の実現に向けた中小企業の設備投資の支援

生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設する。本特例措置については、生産性革命集中投資期間限りの措置とする。中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止する。

なお、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持する。

(2) 事業承継税制の拡充

中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっている。こうした中で、事業承継税制につ

いて、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充を行う。

具体的には、施行日後5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合、①猶予対象の株式の制限（発行済議決権株式総数の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合80%を100%に引き上げることにより、贈与・相続時の納税負担が生じない制度とし、②雇用確保要件を弾力化するとともに、③2名又は3名の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、④経営環境の変化に対応した減免制度を創設して将来の税負担に対する不安に対応する等の特例措置を講ずる。こうした特例措置を講じるに当たっては、租税回避が助長されないよう、制度面・運用面で必要な対応を行う。

中小企業の事業承継の問題に対応するには、こうした税制措置だけでなく、予算措置も含めた総合的な支援を行うことが必要である。この中で、中小企業の後継者難については、後継者のマッチングなどを支援し、あわせて、関係省庁において経営者の個人保証の適正化に向けた検討を行っていかなければならない。

(3) 競争力の強化

① 事業再編の環境整備

企業外の経営資源・技術を取り込むための事業の再編・統合は、新規技術等への投資と共に、わが国企業の生産性を高めていくための有効な手段である。特に著しい生産性向上等を実現するためには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供、事業ポートフォリオ転換等を進めていくことが重要であり、これらの特定の事業再編を強力に推し進めていく観点から、自社株式を対価とした公開買付けなど、任意の株式の交換について、交換に応じた株主に対する譲渡損益課税の繰延措置を講ずる。

また、多段階型再編等多様な手法による事業再編の円滑な実施を可能とするため、組織再編税制の適格要件を見直す。

② 国立大学法人等に対する評価性資産の寄附の促進

わが国のGDP600兆円経済の実現に向けて、科学技術イノベーションを推進する観点から、知と人材の拠点である大学や研究開発法人を中心として、産学官が連携して、社会全体で優れた研究開発やベンチャーが自発的・連続

(13) 紙面に記載する特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

（注）上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税について適用する。

〈国民健康保険税〉

(14) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。

(15) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

(16) 国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

二 資産課税

1 事業承継税制の特例の創設等

(1) 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度を次のとおり創設する。

① 特例後継者（仮称）が、特例認定承継会社（仮称）の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下1において「贈与等」という。）により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。

（注1）上記の「特例後継者」とは、特例認定承継会社の特例承継計画（仮称）に記載された当該特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。）であって、当該同族関係者のうち、当該特例認定承継会社の議

決権を最も多く有する者（当該特例承継計画に記載された当該後継者が2名又は3名以上の場合には、当該議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者（当該総議決権数の10%以上を有する者に限る。））をいう。

(注2) 上記の「特例認定承継会社」とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

(注3) 上記の「特例承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、当該特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

- ② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間（仮称）（5年）内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。
- ③ 現行の事業承継税制における雇用確保要件を満たさない場合であっても、納税猶予の期限は確定しない。ただし、この場合には、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。）を都道府県に提出しなければならない。なお、その理由が、経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合には、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受けて、当該書類にその内容を記載しなければならない。
- ④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、次のとおり納税猶予税額を免除する。
 - イ 特例認定承継会社に係る非上場株式の譲渡若しくは合併の対価の額（当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の50%に相当する額を下限とする。）又は解散の時における特例認定承継会社の非上場株式の相続税評価額を基に再計算した贈与税額等と譲渡等の前5年間に特例後継者及びその同族間

係者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額（以下「直前配当等の額」という。）との合計額（合併の対価として交付された吸收合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除いた額とし、当初の納税猶予税額を上限とする。）を納付することとし、当該再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額を免除する。

- ロ 特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をする場合又は特例認定承継会社が合併により消滅する場合（当該譲渡又は合併の対価の額が当該譲渡又は合併の時の相続税評価額の 50%に相当する額を下回る場合に限る。）において、下記ハの適用を受けようとするときには、上記イの再計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額については、担保の提供を条件に、上記イにかかわらず、その納税を猶予する。
- ハ 上記ロの場合において、上記ロの譲渡又は合併後 2 年を経過する日において、譲渡後の特例認定承継会社又は吸收合併存続会社等の事業が継続しており、かつ、これらの会社において特例認定承継会社の譲渡又は合併時の従業員の半数以上の者が雇用されているときには、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額（合併の対価として交付された吸收合併存続会社等の株式の価額に対応する贈与税額等を除く。）を納付することとし、当該再々計算した贈与税額等と直前配当等の額との合計額が上記ロにより納税が猶予されている額を下回る場合には、その差額を免除する。

(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」とは、次のいずれか（特例認定承継会社が解散をした場合にあっては、ホを除く。）に該当する場合をいう。

- イ 直前の事業年度終了の日以前 3 年間のうち 2 年以上、特例認定承継会社が赤字である場合
- ロ 直前の事業年度終了の日以前 3 年間のうち 2 年以上、特例認定承継会社の売上高が、その年の前年の売上高に比して減少している場合
- ハ 直前の事業年度終了の日における特例認定承継会社の有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の 6 月分に相当する額以上で

ある場合

ニ 特例認定承継会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価（直前の事業年度終了の日以前 1 年間の平均）が、その前年 1 年間の平均より下落している場合

ホ 特例後継者が特例認定承継会社における経営を継続しない特段の理由があるとき

ただし、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡等が直前の事業年度終了の日から 6 月以内に行われたときは上記イからハまでについて、当該譲渡等が同日後 1 年以内に行われたときは上記ニについて、それぞれ「直前の事業年度終了の日」を「直前の事業年度終了の日の 1 年前の日」とした場合にそれぞれに該当するときについても、「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合」に該当するものとする。

⑤ 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年 1 月 1 日において 20 歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において 60 歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができるとする。

⑥ その他の要件等は、現行の事業承継税制と同様とする。

(2) 現行の事業承継税制についても、上記（1）②と同様に、複数の贈与者からの贈与等を対象とする。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用する。

2 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

(1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し
個人から一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下「一般社団法人等」という。）に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件（役員等に占める親族等の割合が 3 分の 1 以下である旨の定款の定めがあること等）のうちいづれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。